

議案第51号

令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第8回)について
地方自治法第218条第1項の規定により、山陽小野田市一般会計予算を次のとおり補正する。

令和2年3月10日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和元年度

山陽小野田市一般会計補正予算

(第8回)

令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）

令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ32,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,763,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		千円 921,939	千円 △1,600	千円 920,339
	1 基金繰入金	921,939	△1,600	920,339
22 市債		4,317,261	△30,500	4,286,761
	1 市債	4,317,261	△30,500	4,286,761
歳 入 合 計		31,795,242	△32,100	31,763,142

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		千円 3,789,204	千円 △32,100	千円 3,757,104
	5 社会教育費	754,351	△32,100	722,251
歳 出 合 計		31,795,242	△32,100	31,763,142

第2表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
埴生地区複合施設整備事業	令和2年度	48,227	令和元年度 ～ 令和2年度	80,327

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 9 繰入金	921,939	△1,600	920,339
2 2 市債	4,317,261	△30,500	4,286,761
歳 入 合 計	31,795,242	△32,100	31,763,142

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 0 教育費	3,789,204	△32,100	3,757,104
歳 出 合 計	31,795,242	△32,100	31,763,142

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	△30,500	0	△1,600
0	△30,500	0	△1,600

2 歳入

1.9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	774,537	△1,600	772,937
計	921,939	△1,600	920,339

2.2 款 市債

1 項 市債

6 教育債	1,292,800	△30,500	1,262,300
計	4,317,261	△30,500	4,286,761

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	△1,600	財政調整基金繰入金	△1,600

3 社会教育債	△30,500	埴生地区複合施設整備事業債	△30,500
---------	---------	---------------	---------

3 歳 出
 10 款 教育費
 5 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
8 埴生地区複 合施設整備 事業費	千円 366,422	千円 △32,100	千円 334,322	千円	千円 △30,500 市債	千円	千円 △1,600
計	754,351	△32,100	722,251	0	△30,500	0	△1,600

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
15 工事請負費	△32,100	工事請負費 △32,100